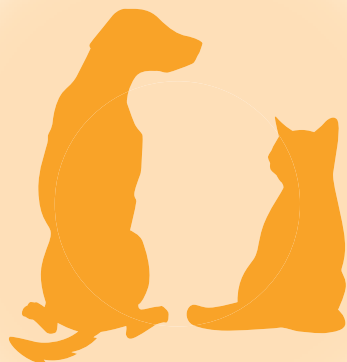


ペットと ペット用品の 輸入手続きと注意点



世界有数のペット大国といわれる日本。その種類は多岐にわたり、さまざまな種類の動物が輸入されています。

しかし、動物によっては、国際間での取引が禁止されていたり、規制されているものもあります。また、動物を介して伝染病が国内に持ち込まれることを防ぐため、多くの動物は輸入時に動物検疫を受けなければなりません。

一方、ペットの増加に伴い、ペット用品を輸入したいというご相談も多くなってきました。そこで本冊子では、こうした動物とペット用品を輸入する際の手続きと注意点についてご説明します。

mipro

1 ●国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

2 ●動物検疫が必要なもの

3 ●届け出が必要なペット
【動物の輸入届出制度】

4 ●輸入することができないペット

5 ●ペット用品の輸入

●お役立ちリンク



1 国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

【ワシントン条約により輸入時に規制のあるもの】

ペット(動物)を輸入しようとする際にまず気をつけなければならないのは、その品種が、国際取引によって生存を脅かされたり、絶滅する恐れのある野生動植物に指定されているか否かということです。

そうした希少な動植物を保護することを目的に、国際間での取引を規制するワシントン条約(「絶滅の恐れのある野生動物の種の国際取引に関する条約」)が定められており、現在日本をはじめ世界175カ国・地域が加盟しています。

ワシントン条約では、規制対象となる動植物を規制の厳しい順にⅠ～Ⅲの附属書に分類し、以下のような基準や規制内容を設けています。



- 附属書Ⅰ……………
商業目的での取引は禁止されています。輸入にあたっては、事前に経済産業大臣が発給する「輸入承認証」を取得しなければなりません。
- 附属書Ⅱ・Ⅲ……………
商業目的での取引はできますが、輸出国政府機関発行の輸出許可証等(附属書Ⅲの場合は、原産事前地証明書(原本)でも可)が必要です。輸入通関申告前に経済産業大臣の確認を受けなければならないものと(事前確認制度)、事前の申請手続きの必要ないものに分けられます(通関時確認制度)。なお、ワシントン条約では、人工的な飼育により繁殖させたものや条約締結前に取得されたものは規制の対象とはなりません、その旨の証明書が必要です。

ワシントン条約では生きている動植物のみならず、毛皮や皮革製品などこれらの一部を用いた加工品等も規制対象となっています。

対象品目であるか否かの確認の際は名称(通称や俗称)ではなく、学術名によって行われますので、あらかじめ学術名を調べておいた方がよいでしょう。

ワシントン条約により日本への輸入が規制されている動物の代表例

	持ち込めないもの	許可書などが必要なもの
サル類	テナガザル、チンパンジー、キツネザル、スローロリス	アカゲザル、カニクイザル
オウム類	ミカドボウシインコ、コンゴウインコ	オウム
その他	アジアアロワナ、マダガスカルホシガメ	イグアナ、カメレオン、ヤマネコ、リクガメ

出所:税関HPより抜粋

【もともと日本にいなかった外来生物の輸入】

外来生物法により、特定外来生物（海外起源の外来種であって生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、またはその恐れのあるもので、生きているもの）をペットとして輸入することはできません。ただし、学術研究、展示、教育等の目的で輸入する際は主務大臣の許可を受ければ輸入することが可能ですが、これを飼養許可を持たないものに販売することはできません。特定外来生物の輸入に際しては、飼養等許可書の写しと種類名証明書等の提出が義務づけられているほか、施設の準備等さまざまな要件が定められています。

〈特定外来生物例〉

カミツキガメ、タテガミトカゲ（イグアナ）等16種の爬虫類、
アライグマ、イタチなど21種の哺乳類、ヒキガエル、アオガエル（ウシガエル）など11種の両生類、
チメドリなど4種の鳥類 他



また、特定外来生物とは別に生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがあるか、実態がよくわかっていない外来生物は「未判定外来生物」に指定され、輸入する際は、事前に主務大臣に届け出なければなりません。その結果、主務大臣が影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、「特定外来生物」に指定され、輸入が規制されます。

2 動物検疫が必要なもの

動物検疫とは、動物の病気の侵入を防止するため世界各国で行われている検疫制度です。日本では「家畜伝染病予防法」により「指定検疫物」^{※1}に対して、また「狂犬病予防法」により犬、猫、あらいぐま、きつねなどに対して輸出入時の動物検疫が義務づけられています。

輸入時の手続きは、動物により、また輸入地域によっても異なります。それぞれの輸入手続きをご案内します。

犬・猫の輸入手続き

狂犬病やレストピラ病（犬のみ）について検査を受けなければなりません。現在飼っている犬、猫等をいったん海外に持ち出して、再度日本に持ち込む場合や海外で飼っていたペットを日本に持ち帰る場合も同様の手続きが必要です。

手続きは、狂犬病の発生のない地域として農林水産大臣が指定している「指定地域」^{※2}からと、指定地域外からの輸入で異なります。

※1: 牛、豚、やぎ等偶蹄類（四肢の指の数が2本または4本で、蹄を持つ哺乳類）の動物及び馬。きじ、あひる、がちょう等カモ目の鳥類、ウサギ、ミツバチなど

※2: 台湾、アイスランド、ノルウェー（スヴァールバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く）、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアムの8地域（平成24年1月現在）

1 ●国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

2 ●動物検疫が必要なもの

3 ●届け出が必要なペット
【動物の輸入届出制度】

4 ●輸入することができないペット

5 ●ペット用品の輸入

●お役立ちリンク



2

動物検疫が必要なもの

指定地域からの犬・猫の輸入

〈輸入前の準備〉

1 マイクロチップの装着

ISO (国際標準化機構) 11784および11765に適合するマイクロチップを犬等に装着します。マイクロチップとは、直径2mm、長さ11mm程度の小さな標識器具で、個体識別のため動物の皮下組織に装着します。輸出国政府機関発行の証明書には、このマイクロチップ番号が記載されていなければなりません。

2 事前届出書の提出

動物を搭載した船舶または、航空機が到着する日の40日前までに到着予定の空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」)をFAXまたは郵送、ANIPAS^{※3}にて提出します。変更または追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出します。

3 届出書が受け付けられると、「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。

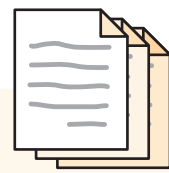
輸入検査申請時にこの受理書に記載されている受理番号が必要となります。また、輸出国での搭載時には、受理書を航空会社等に提示します。

4 出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に狂犬病(犬の場合は狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていないか、またその疑いがないか否か、獣医師による臨床検査を受けます。

5 輸出国政府機関発行の証明書の取得

日本到着時に動物検疫所に提出します。



証明書の主な記載事項

- マイクロチップ番号(規格、番号、装着年月日、装着部位)
- 輸出国において、過去180日間(もしくは出生以来)飼養されていたこと、または日本から輸出された後、指定地域のみで飼養されていたこと
- 輸出国において過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- 狂犬病(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症)にかかっていないまたはその疑いがないこと
- 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射、処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)
- 輸送ケージの封印番号

※3:動物検疫検査手続電算処理システム(Animal quarantine Inspection Procedure Automated System)税関手続きの電子システムであるNACCSとインターフェイスシステムで接続し、輸入申告手続きと動物検疫の輸入検査申請、各種届出手続きを行えるようになっています。利用には登録が必要です。

1 ●国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

2 ●動物検疫が必要なもの

3 ●届け出が必要なペット
【動物の輸入届出制度】

4 ●輸入することができないペット

5 ●ペット用品の輸入

●お役立ちリンク

〈 輸入 検 疫 〉

6 輸 送

輸出国で航空機または船舶に搭載し、直行便(船舶の場合は他の港に寄港しない)を利用しなければなりません。直行便を利用できない場合、輸送ケージの封印または輸送に関する追加証明(ANNEX)が必要です。ケージを封印した場合は、シール番号またはマーク等が輸出国政府機関発行の証明書に記載されていないとなりません。

7

日本到着時の輸入検査において、輸入条件を満たしていることが確認された犬または猫は、通常短時間(12時間以内)で検査終了となります。しかし、証明内容に不備がある場合、動物検疫所の係留施設に隔離され、最長180日の係留検査を受けなければなりません。



輸入検査の流れ

輸出国での準備

- ・マイクロチップ装着、ワクチン接種、血液検査等
- ・輸出国政府機関発行の証明書の取得 等

届け出書の提出

受理書の確認

輸入できる海空港

苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、門司港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港(羽田)、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、北九州空港、鹿児島空港、那覇空港、の17海空港

輸入検査申請

到着時の検査

- ・書類審査、動物の確認、検査 等



係留検査 (最長180日間)

輸入検査証明書発行

入 国

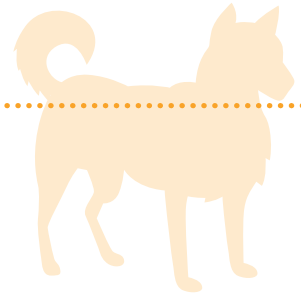
出所:農林水産省動物検疫所HPより作成



2

動物検疫が必要なもの

指定地域外からの犬・猫の輸入



〈輸入前の準備〉

1 マイクロチップの装着

2 狂犬病予防注射

マイクロチップ装着後に狂犬病予防注射を2回以上接種します。狂犬病予防接種を受ける犬または猫は、生後91日齢以上でなければならず、2回目の狂犬病予防注射は、1回目の接種日から30日以上経過し、1回目の狂犬病予防注射の有効免疫期間内でなければなりません。

3 狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査

採血時期は最後に接種した予防注射の有効免疫化期間内です。検査結果は、抗体価0.5IU/mlで、2年間有効です。なお、指定検査施設からの検査結果通知書は、日本到着時に輸出国政府機関の証明書に添付して動物検疫所に提出します。

4 抗体保有後の輸出前待機

日本到着時の係留期間が12時間以内となるためには、採血日から180日間以上経過して、かつ2年以内に犬または猫が日本に到着する必要があります。採血日から180日間以上経過しないうちに日本に到着した場合、不足日数を動物検疫所の係留施設で係留されます。

以降の手続きは、基本的には指定地域からの輸入の手順(②～⑦)に準じます。ただし、輸出国政機関の証明書の内容は、指定地域からの輸入の場合と一部異なります。また、輸送についても、直行便での輸送でなくても輸入することができます。

あらいぐま、きつね、スカンクの輸入

1 事前届出

「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」を、到着予定日の40日前までに到着予定の海空港を管轄する動物検疫所に、FAXまたは郵送にて提出するか、ANIPASにて届け出を行います。

2 指定地域から輸入する場合

輸出国政府機関発行の証明書にて以下のa～dのことが確認できる場合、12時間以内の係留となります。



- a. マイクロチップによる個体識別がなされていること
- b. 指定地域において過去180日間以上もしくは出生以来飼育されていたこと、または日本から輸出された後、指定地域のみで飼養されていたこと
- c. 当該指定地域に過去2年間共感病の発生がなかったこと
- d. 出発前の検査で、狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと

指定地域外から輸入する場合

係留期間は180日間となります。

1 ●国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

2 ●動物検疫が必要なもの

3 ●届け出が必要なペット
【動物の輸入届出制度】

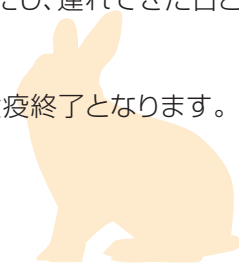
4 ●輸入することができないペット

5 ●ペット用品の輸入

●お役立ちリンク

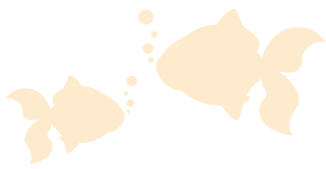
うさぎの輸入

- 1 輸入する前に輸出国政府機関発行の健康証明書を取得する必要があります。到着時に輸入検査申請書と一緒に動物検疫所に提出するか、ANIPASにて申請します。(証明書の記載事項は輸出国により異なる場合がありますので、事前にご確認ください。)
- 2 輸入検疫は係留検査となり、係留期間は異常がない場合は1日ですみます。ただし、連れてきた日と終了日は係留期間に含まれないため、実際には最短でも3日必要です。
- 3 係留中の検査の結果、異常が見られなければ「輸入検疫証明書」が交付され、検疫終了となります。



錦ごいや金魚等の輸入

水産動物の疾病の侵入・蔓延を防ぐため生きている水産動物の輸入には、農林水産大臣の輸入許可が必要です。下記の水産動物を輸入する場合には、輸出国政府機関発行の証明書を取得して、輸入予定日の1~2週間前までに輸入許可申請書と一緒に動物検疫所に提出し事前確認を行う必要があります。また、輸入時には現物検査が行われます。



〈対象動物〉

こい、金魚その他のふな属魚類、はくれん、そうぎよ、あおうお、さけ科魚類の稚魚、くるまえび属のえび類の稚えび 等

うさぎ以外の家畜の輸入

ペットとしてミニブタやポニー、鶏等を輸入する際にも「家畜伝染病予防法」に基づく指定検疫物として輸入手続きが必要です。

家畜の輸入手続き

- ① 輸入の事前届け出(動物検疫所長宛に「動物の輸入に関する届出書」を提出。(ANIPASでの届け出も可能)
 - 偶蹄類の動物、馬……到着予定日の120~90日前までに
 - 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる、がちょう、その他かも目の鳥類……到着予定日の70~40日前までに
- ② 動物検疫所長から承認を受けた輸入動物を搭載した船舶または航空機が入港する2日前までに「輸入検査申請書」及び輸出国政府機関発行の証明書を係留する場所を管轄する動物検疫所に提出。
- ③ 船舶・航空機内で検査
- ④ 係留施設での検査(動物の種類によって期間が異なります)
- ⑤ 「輸入検疫証明書」の交付
- ⑥ 仕向地の都道府県の監視下で、原則として3か月間の着地検査



3 届け出が必要なペット 【動物の輸入届出制度】

平成17年9月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、これまで検疫の必要なかった以下の動物を輸入する際は、厚生労働省検疫所への届け出が義務づけられるようになりました。

- げっ歯類の動物:ハムスター、リス、チンチラ、モルモットなど
- 哺乳類(検疫対象動物を除く):フェレット、ミーアキャット、ワラビーなど
- 鳥類:オウム、インコ、フクロウ、鳩、文鳥など



届け出の際に必要な書類:

届出書2通、輸出国政府機関発行の衛生証明書、届け出者の身元確認書類、航空運送状の写し、施設の微生物検査の結果書(げっ歯類のみ)



4 輸入することができないペット

平成17年1月よりペットとしてのサルの輸入はできなくなっています。(ペットでない場合、輸入可能地域からは、試験、研究または動物園での展示用に限り輸入することができます) また、以前は輸入することができたプレーリードッグも現在は輸入が禁止されています。



〈その他の輸入禁止となっている動物例〉

イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、コウモリ、ヤワゲネズミ

また「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染症を人に感染させる可能性が高い動物を「**指定動物**」*4と定め、これらについては、省令で定められた地域からの輸入が禁止されています。

*4:イタチアナグマ、コウモリ、サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、ヤワゲネズミ

5 ペット用品の輸入

ペットフード

ペットフードの原料として牛・豚・鶏等の肉や臓器(指定検疫物)を使用している場合には動物検疫の輸入検査を受ける必要があります。

また、2009年6月よりペットフード安全法(愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律)が施行され、犬・猫用のペットフード、(総合栄養食、一般職のほか、おやつやスナック、ガム、ミネラルウォーター、生肉、サプリメント等犬・猫が食べるもので動物用医薬品以外のもの)を輸入・販売する際は、法人・個人を問わず以下の点が義務づけられるようになりました。

- 1 事業開始前に氏名、事業者の名称等の農林水産大臣および環境大臣への届け出(届け出先は、主たる事務所が存在する都道府県の農林水産省 地方農政局等)
- 2 帳簿の備え付け(輸入した場合の帳簿への記載事項: ペットフードの名称・数量、輸入年月日、輸入先国名・輸入相手方の名称、ペットフードの荷姿、ペットフードの製造国名・製造業者の名称、原材料の名称)
- 3 同法で定めるペットフードの規格基準(成分規格・製造方法基準)への適合。(ただし、2011年11月以前に製造されたペットフードを除く)
- 4 帳簿の備付状況、輸入・製造されたペットフードが規格・基準に適合しているかを確認するため、立入検査が行われます。
- 5 販売時は・ペットフードの名称、・原材料名、・賞味期限、・事業者名および住所、・原産国 を日本語で表示しなければなりません。

なお、犬・猫用以外のペットフードには、現在のところペットフード安全法の規制はありません。また、動物用医薬品等は、薬事法により規制されていますので、同法の規制対象とはなっていません。



1 ●国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

2 ●動物検疫が必要なもの

3 ●届け出が必要なペット
【動物の輸入届出制度】

4 ●輸入することができないペット

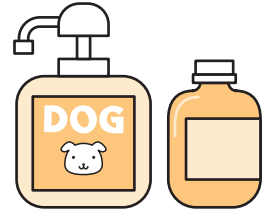
5 ●ペット用品の輸入

●お役立ちリンク



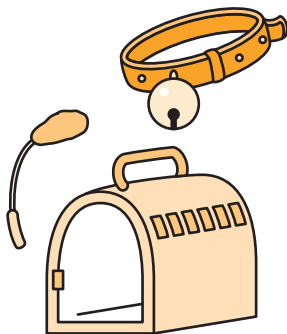
5 その他のペット用品

ペット用品のうち動物用医薬品は、薬事法の規制を受け、輸入・販売する際には、「動物医薬品製造販売業許可」および品目ごとの承認が必要です。また、動物用医薬部外品（医療機器）を輸入・販売するには、「動物用医薬部外品（医療機器）製造販売業許可」および「動物用医薬部外品（医療機器）製造業許可」が必要です。申請は、店舗又は営業所の所在地のある各都道府県動物薬事主務課に行います。



動物用医薬品および動物用医薬部外品の手続き

- 1 農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課に「動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業許可」の申請を行います。申請窓口は、各都道府県の担当窓口です。
- 2 品目ごとの承認が必要です。申請先は、農林水産省 動物医薬品検査所です。
- 3 輸入後に国内で日本語の表示や容器の詰め替えなどを行う場合、「動物医薬品（医薬部外品）製造業許可」が必要です。申請窓口は各都道府県の担当窓口です。ただし、海外で日本語の表示などを行った上で輸入する場合、この許可は必要ありません。
- 4 輸入品の場合、製造所ごとに「外国製造業者認定」が必要です。申請先は、農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課です。



たとえサプリメントやシャンプー・リンス、首輪などであっても、含まれる成分や効果・効能をうたっているか否か、またラベルの表示などにより動物用医薬品等に該当する場合があります。輸入しようとしている製品がこれらに該当するか否か、事前に確認する必要があるでしょう。製品のラベル、パッケージの写真等、インボイス、成分表、製品説明書など製品の内容がわかる書類を添付の上、下記にお問い合わせください。

なお、動物医薬品、医薬部外品に該当しない場合は、雑品扱いとなり、輸入・販売時に特別な法規制はありませんが、商品の効果・効能をうたうことはできませんので、注意が必要です。

確認先：農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課 薬事監視指導班
03-3502-8111(内線4531)

お役立ちリンク

■ワシントン条約について……経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about.htm

■動物検疫について……農林水産省 動物検疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

■特定外来生物の輸入について……環境省自然環境局 野生生物課 外来生物対策室

<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/yunyu.html>

■生きた水産動物の輸入について……農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課水産安全室

http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_boueki/sui_boueki.html

■ペットフード安全法について……

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>

(独)農林水産消費安全技術センター

<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>

■動物用医薬品について……農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/index.html>

■動物用医薬品の届け出について……農林水産省 動物医薬品検査所

<http://www.maff.go.jp/nval/>



1 ●国際間での取引が禁止されているもの・規制されているもの

2 ●動物検疫が必要なもの

3 ●届け出が必要なペット
【動物の輸入届出制度】

4 ●輸入することができないペット

5 ●ペット用品の輸入

●お役立ちリンク



発行：(財)対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

〒170-8630 東京都豊島区東池袋 3-1-3 ワールドインポートマート 6F

tel：03-3989-5151 fax：03-3590-7585

相談時間：平日 10：30～16：30